

【公報種別】特許法第 17 条の 2 の規定による補正の掲載  
 【部門区分】第 2 部門第 5 区分  
 【発行日】令和 1 年 7 月 11 日 (2019.7.11)

【公開番号】特開 2018-2050 (P2018-2050A)  
 【公開日】平成 30 年 1 月 11 日 (2018.1.11)  
 【年通号数】公開・登録公報 2018-001  
 【出願番号】特願 2016-134120 (P2016-134120)  
 【国際特許分類】

B 6 0 K 35/00 (2006.01)

G 0 2 B 27/01 (2006.01)

【 F I 】

B 6 0 K 35/00 A

G 0 2 B 27/01

【手続補正書】

【提出日】令和 1 年 6 月 7 日 (2019.6.7)

【手続補正 1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 2 2

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 2 2】

そして、この歯車 7 がリードスクリー 5 の下端部に固定された歯車 8 に螺合されるとともに、ユニットケース 4 に固定されたナット 9 がリードスクリー 5 に螺合されている。これにより、ステッピングモータ 6 を回転させると、リードスクリー 5 が回転するとともにこれと螺合するナット 9 が固定されたユニットケース 4 がケース本体 1 a 内において昇降するようになっている。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 2 3

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 2 3】

このユニットケース 4 内には、回転軸 1 0 が水平方向に配置されて軸線廻りに回転自在に支持されている。この回転軸 1 0 の中心部には、当該回転軸 1 0 よりも大径の基台部 1 1 が固定されている。この基台部 1 1 は、下部側の半周にネジ 1 1 a が形成されるとともに、上部側の外周に平板状のコンパインホルダ 1 2 が回転軸 1 0 と平行に設けられている。

【手続補正 3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 2 6

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 2 6】

また、このユニットケース 4 内には、チルト用ステッピングモータ (第 2 のモータ) 1 6 がその軸線を鉛直方向に向けて取り付けられている。そして、このチルト用ステッピングモータ 1 6 の出力軸に固定されたウォームギヤ 1 7 が、上記ヘリカルギヤ 1 5 に歯合されている。そして、基台部 1 1 のネジ 1 1 a、ピニオンギヤ 1 4、ヘリカルギヤ 1 5 およびウォームギヤ 1 7 によって、回転軸 1 0 を回転させるための回転機構が構成されている。

。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0032

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0032】

加えて、チルト用ステッピングモータ16の出力軸にウォームギヤ17を設け、このウォームギヤ17にヘリカルギヤ15を歯合させて、当該ヘリカルギヤ15を一体化されてピニオンギヤ14によって回動軸10を回動させているために、コンバイナ13の受影角度を調整した後に、コンバイナ13側から回動方向に外力が作用した場合においても、ウォームギヤ17によってチルト用ステッピングモータ16が回転してコンバイナ13が回動することを防ぐことができる。